

議案第32号

議案名 権利の放棄について

資料1 リ・メイク(株)賠償金等に係る権利の放棄について

1 賠償金等請求事件の概要

平成21年(2009年)3月11日にリ・テック(株)(同年8月8日リ・テック(株)からリ・メイク(株)社名変更)の役員が賄賂を供与した容疑で逮捕され、同年7月17日に有罪判決が確定した。これをうけ、クリーンセンタープラスチック類選別等処理(単価契約)業務委託契約書の規定に基づき同年8月31日に契約解除を行い、併せて、賠償金103,726,400円及び違約金51,863,200円を請求したが、納付期限までに納付されなかったため、同年7月分及び8月分委託料合わせて24,234,315円と賠償金との相殺を行なった。しかし、残りの賠償金(79,492,085円)及び違約金についても督促納付期限までに納付されなかったため、同年11月2日に賠償金等請求事件訴状を神戸地方裁判所伊丹支部へ提出した。

2 訴えの概要及び経緯

● 訴えの概要

契約解除に伴う賠償金79,492,085円、契約解除に伴う違約金51,863,200円、賠償金に対する支払済みになるまでの遅延損害金、違約金に対する支払済みになるまでの遅延損害金、RPF売却代金74,434円の金員を支払請求した。

● 裁判の経過

平成21年(2009年)11月2日

訴状を神戸地方裁判所伊丹支部へ提出

(平成22年(2010年)6月8日の口頭弁論から平成23年(2011年)

6月20日の口頭弁論まで8回開催された。反訴以降は併合審理。)

平成22年(2010年)8月3日

リ・メイク(株)から委託料請求事件の反訴

(反訴の概要)被告は賠償金を7,8月の委託料と相殺したが、法的に無効であり、未払いの委託料24,234,315円の支払いを求める委託料請求事件

平成23年(2011年)6月20日

証人尋問、仮執行免脱宣言申請、結審

平成23年(2011年)7月25日

判決(全面勝訴、反訴は棄却)

平成23年(2011年)8月10日

判決確定(8月9日控訴期限)

### 3 当事者

原告 宝塚市

被告 リ・メイク株式会社（旧名リ・テック株式会社）

代表取締役 田中 克典（起訴当時 中島 聰）

### 4 判決主文(概要)

被告（リ・メイク株）は、原告（宝塚市）に対し、131,489,603円並びにうち79,492,085円に対する平成21年9月1日から支払済みまで年6歩の割合による金員、うち51,863,200円に対する平成21年9月2日から支払済みまで年6歩の割合による金員及びうち74,434円に対する平成21年11月13日から支払済みまで年6歩の割合による金員を支払え。被告の請求は棄却する。訴訟費用は、被告の負担とする。（同年9月21日確定480,860円）

### 5 判決による債権の内容

- |             |             |
|-------------|-------------|
| (1) 賠償金     | 79,492,085円 |
| (2) 遅延損害金   | 59,884円     |
| (3) 違約金     | 51,863,200円 |
| (4) RPF売却代金 | 74,434円     |
| (5) 訴訟費用    | 480,860円    |

※ (2) については、賠償金に係る平成21年（2009年）8月28日から同月31日までを算定期間とする確定済み額

### 6 判決確定後の経緯

平成23年（2011年）10月12日

訴訟費用確定額及び違約金等の支払いについて催告文書を、リ・メイク株本社（宍粟市）、宝塚市内支店、代表取締役の住所宛てに送付したが、同年10月17日に発送の文書の内、リ・メイク本社あて文書が「あて所にたずねあたりません」として返送される。

平成23年（2011年）12月5日

リ・メイク株の代表取締役が中島聰から田中克典に変更となる。

平成24年（2012年）2月22日

リ・メイク株担保不動産競売事件があり「配当期日呼出状及び計算書提出の催告書」送達したが、本市への配当の見込はないとされたため、配当表の交付を依頼した。（配当なし）

平成24年（2012年）3月8日

リ・メイク株履歴事項全部証明書に記載のある支店を訪問したが、支店は存在せず。

平成25年（2013年）11月20日

判決確定額及び遅延損害金等の支払いについて催告書をリ・メイク株本社宛てに送付、併せて安倉西2丁目宝塚支店事務所を訪問、社長不在であったが、同

住所の別会社の事務員に催告書を渡すことを依頼、合わせてリ・メイク㈱は営業実態がないとのことを聴取。

平成26年（2014年）～平成29年（2017年）

毎年、平成25年（2013年）と同様に催告を行った。

平成27年（2015年）11月20日の支店訪問時に同年8月8日に田中克典社長が死亡していたことが判明。

平成30年（2018年）1月

社長死亡後の会社の対応を見守るが特段の動きもなく債権放棄に向け、地方自治法施行令第171条の5に基づき徴収停止を決定した。

## 7 リ・メイク㈱の状況

会社の状況 営業実態はなし

会社資産 本社（他社名義）、支店（実体なし）、柏原工場（競売済み）とも所有実体はない。他の資産は不明。

## 8 債権放棄の理由

田中克典代表取締役の死亡及び徴収停止後もリ・メイク㈱の営業実態がないこと、会社資産も不明であり、債権回収の見込みがないことから債権放棄を行うものです。